

宗像地区事務組合三階以上直結直圧給水施行基準

(趣旨)

- 第1条 この基準は、宗像地区事務組合水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成22年公営企業規程第13号）第2条第1項第4号の規定に基づき、水道事業管理者（以下「管理者」という）が認める3階以上の高さの建物への直結直圧給水（以下「三階以上直結直圧給水」という）を行うための給水装置の設計及び維持管理について必要な事項を定めるものである。
- 2 この基準は既存の給水能力の範囲において既存給水区域に給水が可能となる場合に適用するものとする。

(対象となる建物)

- 第2条 三階以上直結直圧給水の対象となる建物は、次の各号に掲げるもののうち、給水栓を設置する高さが道路止水栓取付け地点における地盤高から三階建て建物については8.5メートル以下、四階建て建物については11.5メートル以下、五階建て建物については14.5メートル以下のものとする。

- (1) 一戸建て住宅等（二世帯住宅、店舗付き住宅を含む。以下同じ）
- (2) 共同住宅（小世帯向け共同住宅を含む。以下同じ）
- (3) 事務所ビル、倉庫等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が五階以下直結直圧給水をすることが適当と認めた建物

(対象地域等)

- 第3条 三階以上直結直圧給水をしようとする建物が存する土地（以下「申請地」という）について指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という）が水圧を調査し、最小同水圧が次に定める条件を満たさなければならない。

建築用途 水圧分布区分	一戸建て 住宅等	共同住宅	事務所ビル、 倉庫等		
0.20Mpa 未満の地域	不可能				
0.20Mpa 以上 0.25Mpa 未満の地域	可 能	不可能			
0.25Mpa 以上 0.30Mpa 未満の地域	可 能（3階建てまで）				
0.30Mpa 以上 0.35Mpa 未満の地域	可 能（4階建てまで）				
0.35Mpa 以上の地域	可 能（5階建てまで）				

- 2 前項に規定する水圧の測定、調査は、自記録水圧計による24時間測定とし、次のとおりとする。

- (1) 申請地に既存の給水管がある場合は、給水管の水圧を測定する。
- (2) 申請地に既存の給水管がない場合は、管理者が指定する場所の水圧を測定する。
- 3 三階以上直結直圧給水をするために必要な調査や設計・計算及び配水管等の整備にかかる費用については、三階以上直結直圧給水を受けようとする者（以下「申請者」という）の負担とする。

（水理計算、設計水圧等）

第4条 水理計算により末端最高位の給水器具を使用するための必要最小動水圧が確保されなければならない。なお、各給水器具における必要最小同水圧は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般水栓 0.03Mpa
- (2) 給湯器 0.05Mpa
- 2 給水装置の設計に用いる水圧（以下「設計水圧」という）は、次の表に定めるとおりとする。

水圧分布区分	設計水圧
0.20Mpa 以上 0.25Mpa 未満の地域	0.20Mpa
0.25Mpa 以上 0.30Mpa 未満の地域	0.25Mpa
0.30Mpa 以上 0.35Mpa 未満の地域	0.30Mpa
0.35Mpa 以上の地域	0.35Mpa

- 3 水理計算は、前項の規定により算出した設計水圧を基に、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 給水管の口径が 50 ミリメートル以下 ウエストン公式
 - (2) 給水管の口径が 75 ミリメートル以上 ヘーゼン・ウィリアムズ公式
- 4 各種給水用具類の損失水頭は、水理計算用損失を参考にして算出する。

（配管条件）

第5条 三階以上直結直圧給水をするために必要な配管条件は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 分岐する前面配水管の口径は、50 ミリメートル以上であること
- (2) 給水管の口径は、設計水圧及び水理計算により算出すること
- (3) 分岐する給水管の口径は、75 ミリメートル以下であって、かつ、前面配水管口径の 2 ランク以下であること
- (4) 給水管は、一の申請地につき一箇所の引き込みとする。ただし、二世帯住宅等、管理者が認めた場合はこの限りでない。

（給水装置の構造及び材質）

第6条 給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 止水栓及びバルブは、圧力損失の少ないボールバルブを使用し、逆流の防止を行うため、逆止弁を設置する。
- (2) 共同住宅等にあって、二階以上の立ち上がり配管を共通とする場合は、立ち上がり配管分岐部及び各階層に止水バルブを設置しなければならない。
- (3) 共同住宅等の水道メータの設置場所は、パイプシャフト内とする。ただし、パイプシャフトがない場合は、一階地上とする。
- (4) 一階地上に水道メータを設置する場合、水道メータから五階までの給水管の口径は、25ミリメートル以上としなければならない。また、立ち上がり管については、ステンレス管やライニング鋼管等を使用する。
- (5) 立ち上がり配管の最上部で点検が容易な場所に吸排気弁及びメンテナンスバルブ（仕切弁又はボール弁）ドレン配管を設置しなければならない。
- (6) ヘッダー配管を利用する場合は、ヘッダーの直列つなぎは行わないものとする。

（事前協議）

第7条 申請者は、事前調査及び現地調査を十分に行った上で給水装置を設計し、管理者に対し水理計算書及び三階以上直結直圧給水協議書を提出するものとする。

2 管理者は、前項に規定する協議の申請があったときは、その結果を申請者に通知する。

（本申請）

第8条 前条の規定による協議が整ったときは、申請者は、給水装置工事申請書に、次の各号に掲げる建物の区分に応じ、それぞれ該当各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 一戸建て住宅等の場合
誓約書（三階以上直結直圧給水）
- (2) 一戸建て住宅等以外の場合
誓約書（三階以上直結直圧給水）
三階以上直結直圧給水にかかる維持管理届
三階以上直結直圧給水装置維持管理誓約書

（竣工検査）

第9条 給水装置の工事が完了したときは、当該工事を行った指定業者の給水工事主任技術者の立会いの下、逆止弁の設置状況、水圧状況等についての竣工検査を行うものとする。

2 申請者に対しては、前項の検査により手直し等の指示があった場合は、速やかにこれに対処させ、再検査を行うものとする。

(誓約及び維持管理)

第 10 条 三階以上直結直圧給水を行う際は、次の各号に掲げる事項を条件とする。

- (1) 申請者は、五階以下直結直圧給水を行う建物の維持管理についての責任を明確にすること。
- (2) 申請者は、事故等による断水その他の緊急対策について、建物の居住者に周知徹底を図ること。

(文書等の様式)

第 12 条 この基準に定める文書等の様式は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(基準等の廃止)

2 宗像地区事務組合三・四階直結直圧給水施行基準(平成 23 年 2 月 1 日施行)(以下「旧基準」という。)は廃止する。

(経過措置)

3 この基準の施行日以前において旧基準により承認等を得ているものは、この基準にかかわらず、従前の基準による。